

千葉県告示第365号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年4月21日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年4月21日

千葉市長 熊谷俊人

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 都賀32号線	若葉区都賀5丁目1214番10から 若葉区都賀5丁目662番17まで	令和2年4月21日